

令和4年7月22日

3年生保護者 各位

沖縄高等特別支援学校(保健室)

## 自宅等から通学する生徒の薬の取り扱いについて

3年生は、令和4年10月24日(月)以降、自宅等からの通学を希望することができます。自宅等から通学する生徒の薬の取り扱いについては、原則として生徒本人が薬を所持し、服薬することといたします。

しかし、保護者の要望により、学校に服薬介助を依頼することができます。

なお、服薬介助を依頼する際は、下記の事項についてご理解いただきたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

～ 自宅等から通学する生徒の薬の取り扱いについて ～

生徒の薬の管理および服薬は原則として、生徒本人で行います。

※ただし、以下の場合には保護者からの依頼に応じて服薬管理および服薬支援を行います。

- (1) 塗布薬や座薬のように冷所保管などの保管条件がある薬
- (2) 生徒本人による管理・服薬が困難な場合

#### 【服薬介助を依頼する場合】

1. 薬の使用・管理について教職員の介助や預かりを必要とする場合、服薬介助依頼書と薬の説明書の提出が必要です。(別紙：服薬介助依頼書)
2. 薬の取り違え等を防ぐために、その日に必要な薬だけ持参してください。
3. 薬の入れた袋に必要事項を記入してください。(下図参考)

